

2021年9月号より「災害発生！そのとき」を連載しています。地震、洪水、土砂災害など大規模災害への備えに役立つよう災害発生時の初動対応や災害発生直後の被害状況把握、住民対応、応急復旧、被災地支援に携わった職員の経験、知見、教訓等を掲載していきます。

災害発生！そのとき

集落孤立という現場に直面して



たかはし りゅういち
高橋 竜一*

1. はじめに

矢祭町では今年、10月12日を「矢祭町防災の日」と定めることを決定した。2年前、東日本全域に大きな被害をもたらした台風19号が来襲した日であり、比較的災害に強い町と言われていた矢祭町の防災意識が突然揺さぶられることとなった日でもある。この日、町道橋「高地原橋」が転覆したことにより、矢祭町が初めて経験する「集落の孤立」という難題に直面することとなった。

当時、私は事業課長として台風上陸時の初期対応から、翌日以降の被害把握、そして孤立集落への対応業務を含む災害復旧業務までの一連の流れ全てに関わってきた。その経験を振り返ることが、皆さんにとって何かしらの参考になれば幸いである。

2. 令和元年台風19号

令和元年10月12日から13日にかけて、台風19号が来襲した。上陸前から各メディアで強い勢力の台風と警戒されていたものの、事前情報段階ではこれまでの延長線上での対応で問題ないという認識であった。また、12日が土曜日（さらに14日が祝日のため3連休）であること、台風の上陸時間が夕方

から夜にかけてと予想されたことから、女性職員の動員にも若干の躊躇があった。結果的に翌日の被害把握の場面で後手を踏む形になり、休日や夜間の災害対応シフトについても事前に検討しておくことが大切であることを痛感した。

1) 12日夕方から夜にかけて

矢祭町では災害対策は町民福祉課が担っており、事業課は町道管理者として台風上陸時の道路状況の把握を担っている。月明かりが頼りの夜中にかけての道路パトロールは2次災害に繋がる危険性もあることから、普段、暗い時間帯には国土交通省のホームページにある河川情報や雨雲レーダーを参考に、経験則により封鎖が必要となる道路をピンポイントで確認するという対応をとっていた。

しかしこの日は、河川水位の上昇ペースも早く、パトロール隊や町民から寄せられる道路冠水情報の数も位置も読み切れない状況が続き、危険を承知で夜中のパトロールを継続せざるを得なかった。

また、道路封鎖の必要箇所が主要道路各所に及んだことから、ウマを設置するだけでは対応しきれず、急遽、消防団から人員を割いて貰い、交通誘導に当たってもらった。この点、普段から消防団との関係

*矢祭町 教育委員会 教育課長兼給食センター所長

性作りが出来ており、消防団長とのホットラインが築けていたことは大きなアドバンテージとなった。道路封鎖のための人員配置はもちろん、道路状況や避難必要家屋の特定に関するリアルタイム情報の収集など、災害時の道路管理において消防団のネットワークが果たす役割は想像以上に大きいものがある。所管課の枠を超えて直接交渉できる関係性を築いておくことは重要であろう。

そのような中、12日の午後10時頃、自主パトロールを行っていた建設会社から「高地原橋が転覆した」との一報が寄せられた。しかし、真夜中のことであり、橋の状況については断片的に寄せられる情報から想像するしかない状況が続いた。

2) 被害把握と対応協議

翌日早朝より、被害把握のためのパトロールを再開したが、町民から寄せられる被害情報はいつも以上に多岐にわたり、休日シフトでの人員配置では人手が足りない状況に陥った。観光地の被害把握で後手を踏み、町民からおしかりを受けたのは苦い経験である。

高地原橋はといえば、橋だけでなく共架されていた水道管も完全に寸断されており、高地原橋を唯一の通行手段としていた高地原集落は完全に孤立した形となっていた。

夜のうちに東北地方整備局に対して派遣要請を行っていた「TEC-FORCE」や「リエゾン」が、



写真-1 転覆した高地原橋

午前中には到着し、すぐさま現地調査や関係各所との連絡調整に着手いただいていた。

集落孤立という状況に鑑み、福島県としても県南建設事務所を中心とした連絡体制を構築し、特に災害復旧事業を見越した実務面でのサポートを提供いただいた。

ただ、これらのサポートは国と県がそれぞれ実施しているという印象で、両者の橋渡しは町が担わざるを得ず、苦勞する場面も少なからずあった。この点については今後の課題と言えるかもしれない。

以下、当時の状況を理解いただくために、高地原橋の実情を含めた周辺事情を書き出してみたい。

(1) 高地原集落の実情

高地原橋の転覆により、高地原集落から町内へ続く唯一の道路が寸断したものの、JR水郡線の高架を歩くことで、かろうじて人の行き来が確保出来る状況であった。そのため、最低限の買い物など物資供給手段は確保出来ていたが、水道管の寸断により水の供給が断たれていた。

(2) JR水郡線の実情

JR水郡線は南方面では茨城県大子町地内、北方面では福島県浅川町地内で線路が寸断されており、当面の間、運休が見込まれていた。このため、高地原集落の住人が高架を歩くことが事故に繋がる心配はなかったが、転落の危険からか、JRから正式に通行の許可を得ることは出来なかった。担当課からの協議を継続する中で、JRとしても黙認せざるを得ないというのが実情であったようだ。

(3) TEC-FORCEの提言と応急路の確保

TEC-FORCEは現地調査を踏まえ、本橋の復旧には2～3年、仮橋建設にも3か月以上かかると結論し、仮橋完成までの間は応急路を確保するよう提言していた。しかし、被災箇所の川幅は60m以上あり、兩岸も4mを超える岩壁となっていることから、その方法が問題となった。

TEC-FORCEでは浅瀬やコルゲート管を利用

した河川内通路を提案していたが、町の担当者には技術的に対応可能かどうかの判断は難しかった。自衛隊にも対応要請を行ったが、既存の設備では対応できないとの回答であり、応急路の確保以外の方法での対応を考えるべきとの意見が強かった。

(4) 福島県県南建設事務所の見解

県南建設事務所は主に災害復旧事業の観点から、応急路の確保については慎重な立場であった。橋梁復旧は「仮橋」「本橋」の2段階で実施することが通例であり、応急路自体が災害復旧の対象外となる可能性は勿論、応急路が存在することで仮橋が必要不可欠な設備とはみなされなくなるのではないかという懸念もあった。

3) 孤立解消に向けた立ち回り

高地原集落孤立解消に向け、最初に集落住民との協議の場が設けられたのは、被災4日後の16日午後であった。当初、町としては全住民の町内への避難を提案したが、半年にわたる避難には全ての住民が難色を示した。水郡線の高架を使えば誰でも侵入出来る環境下では火災や防犯面での安心が確保できないというのがその理由であり、町内避難は断念せざるを得なかった。

住民側からは早期の水道の復旧と応急路の確保が要望として出され、1時間程度の協議の末、町として早急に応急路を確保できるよう検討を進める旨を結論した。

(1) 県南建設事務所との協議

住民協議を終えたその足で県南建設事務所を訪問し、直前の住民協議の内容を踏まえた対応協議を行った。応急路の設置については、災害復旧事業を考えればリスクもあるが、町としての判断であれば支援していくとの方針を確認した。

(2) 建設会社との協議

建設事務所協議の帰り道、地元の最大手建設会社に立ち寄り、応急路設置の実現可能性について意見を求めた。設置可能との判断が示されれば、

緊急性随契（第5号）での契約が可能との考えによるものである。果たして前向きな返事を貰うことが出来たため、早急に具体的な工法を検討して貰うよう依頼した。

(3) 河川協議

応急路の設置には河川協議が必要であった。当初、建設会社からの工法提案を待って協議するつもりでいたが、土木事務所からは設置予定地で建設会社も含めた三者協議を行った方が早いとの提案があり、週明け21日に現場協議を行った。国や県からの支援もあり、ここまでスムーズに協議を進められてはいたものの、すでに発災から一週間が経過していた。

4) 「仮道」の完成、そしてその後。

ともあれ、多くの支援を受けることで応急路設置の道筋は整い、11月上旬の開通を目指して工事に着手出来ることとなったが、その直後、思いもよらない情報が寄せられる。当面の間、不通を余儀なくされると思われていたJR水郡線が、11月1日に再開するというのである。これにより、応急路は2週間での完成を求められることとなった。

資材の調達に当たっては、国土交通省のリエゾンに骨を折っていただいた。心当たりを片っ端から当たっていただき、数日中のうちには大量のコルゲート管が集まった。



写真-2 完成した仮道（応急路）

住民対応としては、応急路完成までの間、町内での寝泊まりを希望する住民のために公営宿泊施設の無料開放を実施した。JR水郡線の高架を利用しているため車での出入りが出来ないことから、通勤等で不便を来す住民に配慮したものである。

結果的に応急路が完成したのは11月2日である。当初の予定から3日遅れての完成であった。久慈川の水量が思うように下がらず、コルゲート管の数を増やさざるを得なかったことが理由であり、それに伴うJRや住民との折衝にも大変な苦労があったのだが、紙幅の制限もありここでは割愛する。いずれにしても、この応急路の完成により高地原集落の孤立は約3週間で解消されたことになる。これが早いのか遅いのか、その判断は私自身では下しかねるところであるが、健康問題を含め、一切の人的被害のない中で解決にこぎつけられたことは幸いである。

なお、応急路についてはその位置付けにも課題を残した。コルゲート管の上に大型土嚢と土砂を載せただけの工作物であり、安全性も耐久性も確認されていない代物を町として提供することを心配する声が少ないからであった。最終的にはこの応急路を「仮道」と呼ぶこととし、あくまで生活に必要な範囲内で自己責任による利用を認めているという位置付けで説明することとした。幸い、供用中の事故などの大きな問題は生じないまま仮道はその役目を終えることとなったが、このような場合の責任の所在も一つのテーマとなり得るかもしれない。

3. 仮道のその後と災害復旧

紙幅も尽きてきたところで、最後に仮道のその後と災害復旧の現状に触れてまとめたい。

仮道は当初から仮橋が完成するまでの応急路であり春には撤去する予定であったが、運命の悪戯か、暖冬に伴う異常増水により仮橋完成を数週間後に控えた翌1月に流出するという悲劇に見舞われる。集

落が再び孤立したのである。

幸い、工事工程の見直しにより孤立状態は2日程度で解消することが出来たが、流出したコルゲート管の回収作業など、予定外の課題に付き合う羽目になった。

災害査定の実検は仮橋開通後の穏やかな環境の中迎えることが出来たが、そこに至るまでの過程では福島県の多大なるご支援を頂いた。高地原橋は町道橋であり、本来であれば町で対応すべき案件であったが、福島県と協定を結ぶ形で実質県営事業のような形で事業を進めて頂いた。結果的に仮道まで含めた形での査定をいただけたことに感謝している。

私自身はその年の4月に教育委員会へと異動となり、後任へと引き継ぐ形となったが、この原稿を書いている最中の11月27日に、高地原本橋の開通式が無事に実施されたというニュースを見ることが出来、何よりである。

4. 終わりに

令和元年台風19号による矢祭町の被害は、農地を中心に多くの浸水被害を出したという点で特筆すべき災害ではあったが、それにも増して、集落の孤立というおおよそ矢祭町とは無関係と思われていた事態も起こり得るのだということを知るきっかけになった災害として記憶されることとなったと思う。

今回ご紹介した事例は、これまで平和ボケしていた事業課長が、思いもよらない事態に右往左往する様子をお伝えしたに過ぎないのかもしれないが、その分、このような事態で生じうる課題をビビッドに浮き上がらせることが出来たと思う。

今回、私達が選択した対応が果たして正解であったか否かは評価すべくもないが、ここで明らかになった課題を検証することが、今後、起こりうる非常事態への備えを考えるきっかけとなればと思いつつ、そろそろ筆を置くこととしたい。

【著者紹介】 高橋 電一（たかはし りゅういち）

昭和56年生まれ。東京大学文学部卒業、東京大学公共政策大学院修了。平成19年農林水産省入省（法令事務官）。経営局、林野庁での勤務の後、退職。平成22年矢祭町役場入庁（事務官）。事業課配属。平成25年より事業課長兼農業委員会事務局長。令和2年より現職。